

# 奈良工業高等専門学校学生支援センター運営委員会規程

平成30年3月27日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、学生支援センター規程（以下「センター規程」という。）  
第12条に基づき、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生支援センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な  
事項について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター規程第4条に掲げる者（ただし、特別相談員及び相談員を除く。）
- 二 学生主事
- 三 学生課長及び学生課課長補佐
- 四 学生担当事務職員のうち学生課長が指名する者

2 委員会は、必要に応じ教務主事補、学生主事補及び寮務主事補のうちからそれぞれ選  
任された者を加えることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、センター規程第4条第二号又は第三号の副センター長がそ  
の職務を代理する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、特別相談員、相談員及び学級担任その他委員以外の者  
を出席させ、その意見を聞くことができる。

(部会)

第5条 委員長は、委員会が必要と認めたときは、特定の事項を審議するために、必要な  
者を第3条に掲げる委員から選出し、また委員以外の者を加えて1年を超えない範囲で  
部会を設置し、当該事項についてセンター運営に必要な協議を行うことができる。

2 委員長が部会の議長を務めるときは、部会の審議をもって委員会の審議とすることが  
できる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学生課で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。